

## 佐久市野生鳥獣保護管理対策協議会規約

### (名称)

第1条 この協議会は、佐久市野生鳥獣保護管理対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 この協議会は、佐久市における野生鳥獣の農林水産に対する被害状況を把握し、地域における被害対策のための計画を樹立することにより有害鳥獣駆除を的確に行うことを目的とする。

### (構成員)

第3条 協議会の構成員は次の者をもって構成する。

- (1) 佐久市
- (2) 猟友会の代表
- (3) 農業協同組合の役職員
- (4) 東信森林管理署職員
- (5) 森林組合の役職員
- (6) 鳥獣保護員
- (7) 佐久農業改良普及センターの職員
- (8) 佐久漁業協同組合の職員
- (9) 地区協議会等の者
- (10) その他市長が必要と認める者

### (任期)

第4条 事業地区から選任された者の任期については2年とする。

### (役員)

第5条 協議会に会長1人、会長代理1人及び監査員2人を置く。

- 2 会長は、第3条に掲げる構成員の中から会議において選任し、会長代理及び監査員は会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総括する。
- 4 会長に事故あるときは、会長代理がその職務を代理する。
- 5 監査員は、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
  - (2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを会議に報告すること。
  - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、会議を招集すること。

### (会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長あるいは第5条第5項第3号の規定により監査員が必要と認めたときに招集する。

- 2 会議の議長は、会長又は会長代理が務める。
- 3 会議の招集は、前もって各構成員に通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。
- 4 第3条に掲げる構成員は、あらかじめ会長の承認を得て、当該構成員の所属する団体等の他の職員を代理人として出席させることができる。
- 5 会議の議事は、出席者の3分の2以上の賛同をもって決める。
- 6 会議では次の事項を協議する。
  - (1) 野生鳥獣の保護管理対策に関すること。

- (2) 野生鳥獣による被害の発生状況の報告に関すること。
- (3) 有害鳥獣の駆除計画の策定に関すること。
- (4) 予算及び決算
- (5) その他野生鳥獣に関すること。

(事務局)

第7条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、佐久市経済部に置く。
- 3 事務局に事務局長を置き、年度において、事業実施の担当課長をもって充てる。
- 4 事務局員は、耕地林務課及び、農政課、各支所経済建設課の職員をもって充て、連携し業務にあたるものとする。

(業務の執行)

第8条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 事務処理規程
- (2) 会計処理規程
- (3) 公印規程

(経費の負担)

第9条 協議会の運営に要する経費は、補助金、負担金、及びその他収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第10条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この規約は、平成 23年 4月 1日から施行する。

附 則 この規約は、平成 25年 4月 1日から施行する。